



様式第7号

佐久市公告第182号

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年9月6日

佐久市長 柳田 清二



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
2. 経営管理権の存続期間
令和6年9月6日～令和26年9月6日（20年間）
3. 縦覧場所
佐久市経済部耕地林務課（佐久市役所本庁4階）
佐久市のホームページ
4. 本公告により、佐久市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。